

## 「外国人雇用状況」の届出状況まとめ【本文】 (令和 7 年 10 月末現在)

### I 趣旨

外国人雇用状況の届出制度は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき、外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的とし、すべての事業主に、外国人労働者の雇入れ及び離職の際に、当該外国人労働者の氏名、在留資格、在留期間等を確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けるものである。

届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者\*である。なお、数値は令和 7 年 10 月末時点で事業主から提出のあった届出件数（東京都内のハローワークに届け出されたもの）を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しない。

今般、令和 7 年 10 月末現在の届出状況をとりまとめたので、公表する。

\*特別永住者及び在留資格「外交」・「公用」の者を除く。

### II 届出状況のまとめ

#### 1 外国人労働者を雇用している事業所及び外国人労働者の状況

令和 7 年 10 月末現在、外国人労働者を雇用している事業所数は 87,512 所であり、外国人労働者数は 652,251 人であった。これは令和 6 年 10 月末現在の 82,294 所、585,791 人に比べ、5,218 所(6.3%)の増加、66,460 人(11.3%)の増加となった。【図 1-1、図 1-2、別表 2、参考表】

図 1-1 外国人雇用事業所数の推移（事業所）

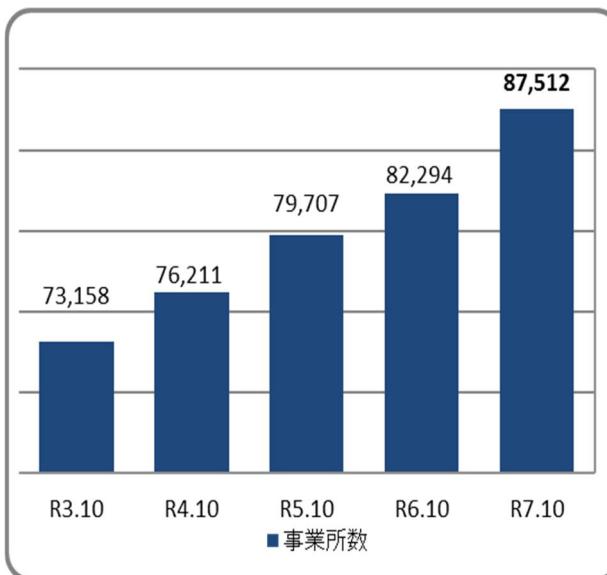


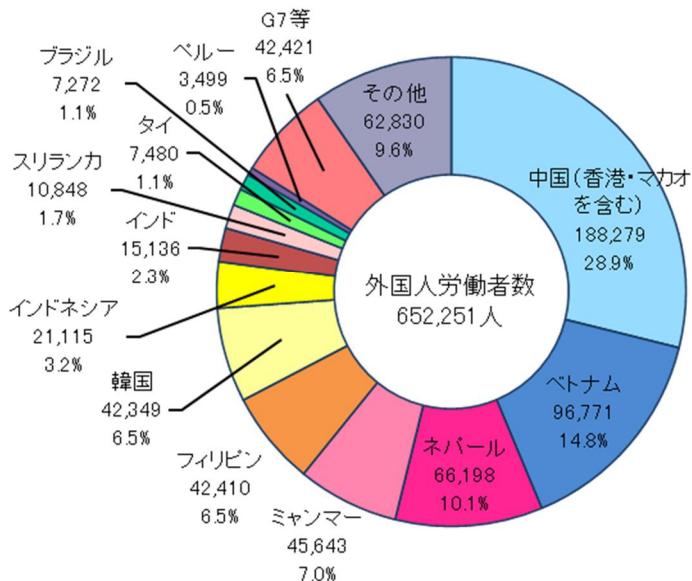
図 1-2 外国人労働者数の推移（人）



## 2 外国人労働者の属性

(1) 国籍別にみると、中国が最も多く 188,279 人で、外国人労働者数全体の 28.9% を占め、次いで、ベトナム 96,771 人（同 14.8%）、ネパール 66,198 人（同 10.1%）、ミャンマー 45,643 人（同 7.0%）、フィリピン 42,410 人（同 6.5%）の順となっている。【図 2、別表 1】

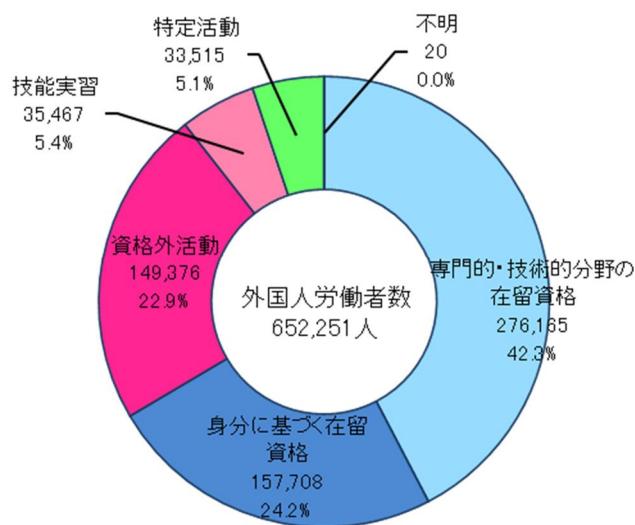
図2 国籍別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格<sup>1</sup>」が外国人労働者全体の 42.3% を占め、「身に基づく在留資格<sup>2</sup>」が 24.2% 「資格外活動」が 22.9% となっている。

「専門的・技術的分野の在留資格」は、276,165 人と前年比で 34,370 人 (14.2%) の増加、「資格外活動（うち留学）」は、115,722 人と前年比で 12,153 人 (11.7%) 増加している。【図 3、別表 1、参考表】

図3 在留資格別外国人労働者の割合



<sup>1</sup> 「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「高度専門職 1 号・2 号」、「経営・管理」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術・人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」、「介護」、「技能」、「特定技能」が該当する。

<sup>2</sup> 「身に基づく在留資格」には、「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」、「定住者」が該当する。

(3) 国籍別・在留資格別にみると、中国は、「専門的・技術的分野の在留資格」が52.2%、「資格外活動(うち留学)」が12.4%、「資格外活動(その他)」が3.1%、「身に基づく在留資格」が30.0%となっている。

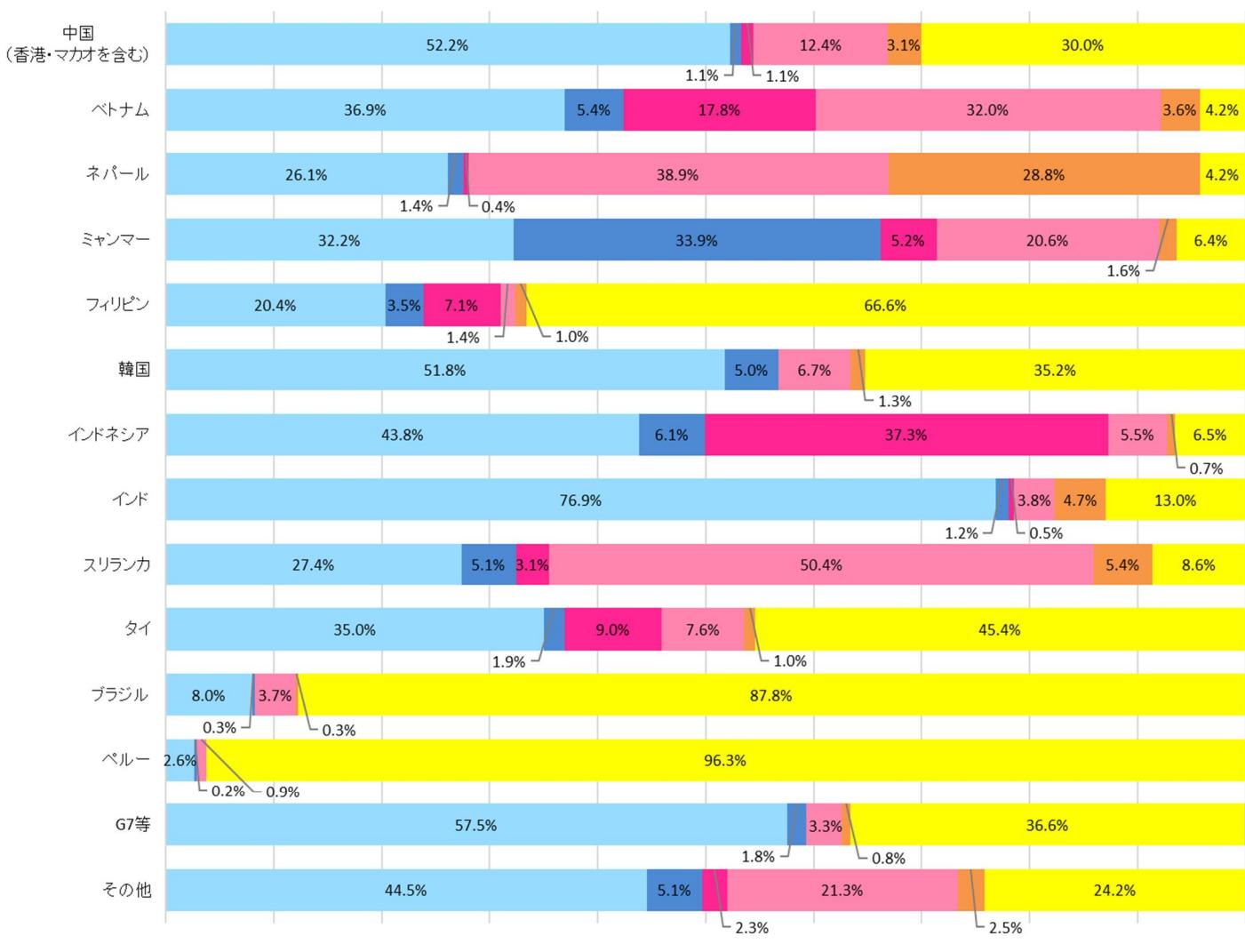
ベトナムは、「専門的・技術的分野の在留資格」が36.9%、「資格外活動(うち留学)」が32.0%、「資格外活動(その他)」が3.6%、「技能実習」が17.8%となっている。

フィリピン、ブラジル、ペルーは、「身に基づく在留資格」が多く、それぞれ66.6%、87.8%、96.3%を占めている。なお、「身に基づく在留資格」の内訳では「永住者」の割合が最も高く、フィリピン国籍者のうち41.1%、ブラジル国籍者のうち53.5%、ペルー国籍者のうち71.6%となっている。

ネパール、スリランカは、「資格外活動」が多く、「資格外活動(うち留学)」が、それぞれ38.9%、50.4%、「資格外活動(その他)」が、それぞれ28.8%、5.4%となっている。

韓国、インド、G7等<sup>3</sup>は、「専門的・技術的分野の在留資格」が半数以上であり、それぞれ51.8%、76.9%、57.5%を占めている。【図4、別表1】

図4 国籍別外国人労働者の在留資格別割合



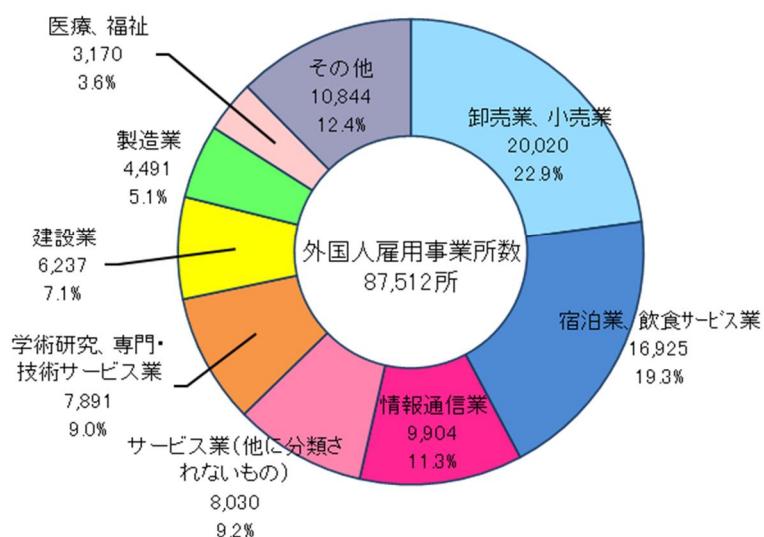
■専門的・技術的分野の在留資格 ■特定活動 ■技能実習 ■資格外活動(うち留学) ■資格外活動(その他) ■身に基づく在留資格 ■不明

<sup>3</sup> G7等とは、フランス、アメリカ、イギリス、ドイツ、イタリア、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、ロシアをいう。

### 3 産業別・事業所規模別にみた外国人雇用事業所の特性

(1) 産業別にみると、「卸売業、小売業」が 22.9%を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」が 19.3%、「情報通信業」が 11.3%、「サービス業（他に分類されないもの）<sup>4</sup>」が 9.2%、「学術研究、専門・技術サービス業」が 9.0%、「建設業」が 7.1%となっている。【図 5、別表 2】

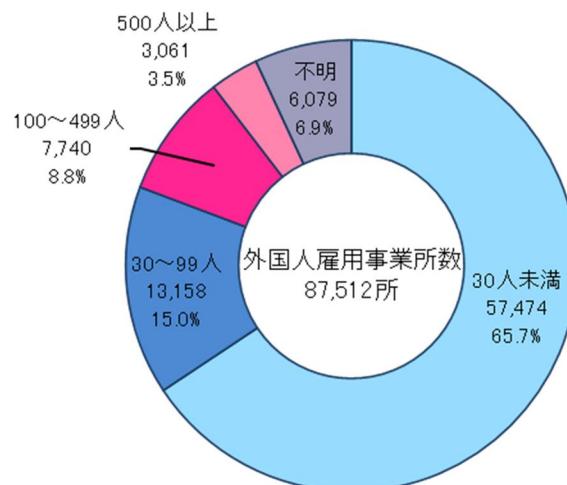
**図5 産業別外国人雇用事業所の割合**



(2) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、事業所全体の 65.7%を占める。

外国人労働者を雇用する事業所数はどの規模においても増加しており、特に「30人未満」規模の事業所では前年比で 7.3%の増加と、最も高い伸び率となっている。【図 6、別表 5、参考表】

**図6 事業所規模別外国人雇用事業所の割合**

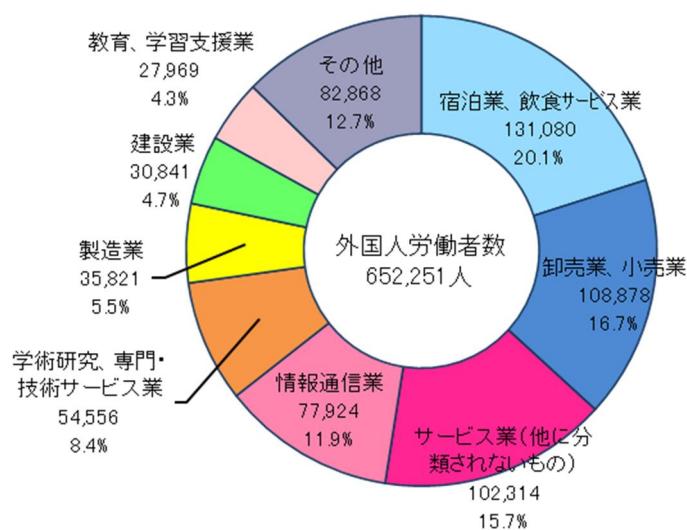


<sup>4</sup> 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣、ビルメンテナンス業等が含まれる。

#### 4 産業別・事業所規模別にみた外国人労働者の就労実態

(1) 産業別にみると、「宿泊業、飲食サービス業」が 20.1%を占め、次いで「卸売業、小売業」が 16.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 15.7%、「情報通信業」が 11.9%、「学術研究、専門・技術サービス業」が 8.4%、「製造業」が 5.5%となっている。【図 7、別表 2】

図7 産業別外国人労働者の割合



(2) 在留資格別・産業別にみると、「専門的・技術的分野の在留資格」は、「情報通信業」が 21.9%、「卸売業、小売業」が 15.1%となっている。「技能実習」は、「建設業」が 39.6%、「卸売業、小売業」が 16.7%を占めている。「資格外活動（うち留学）」は、「宿泊業、飲食サービス業」が 45.4%、「卸売業、小売業」が 19.6%となっている。「身分に基づく在留資格」は、「卸売業・小売業」が 18.1%、「サービス業（他に分類されないもの）」が 17.1%となっている。【別表 3】

(3) 国籍別・産業別にみると、中国、韓国は、「卸売業、小売業」がそれぞれ 21.3% 21.6%、ベトナム、ネパール、ミャンマー、スリランカは、「宿泊業、飲食サービス業」がそれぞれ 29.3%、38.1%、40.8%、40.2%、フィリピン、ブラジル、ペルーは、「サービス業（他に分類されないもの）」がそれぞれ 24.4%、19.4%、20.5%、インドは「情報通信業」が 32.0%、G 7 等は、「教育、学習支援業」が 24.9%と最も高い割合を占めている。【別表 4】

(4) 事業所規模別にみると、「30人未満」規模の事業所が最も多く、外国人労働者全体の35.0%を占めている。次いで「500人以上」規模の事業所が26.2%、「100～499人」規模の事業所が19.5%、「30～99人」規模の事業所が15.7%となっている。【図8、別表5】

**図8 事業所規模別外国人労働者の割合**

